

平成 2 2 年度環境保全促進助成事業実施要綱

第 1 趣旨

財団法人自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）は、全国モーターボート競走施行者協議会からの拠出金を財源として、この要綱に定めるコミュニティ活動の一環として行われる地域環境及び地球環境に係る保全活動・教育啓発の推進を図るための事業に助成を行うことにより、環境にやさしい地域づくりの推進を図るものとする。

第 2 助成対象事業

- 1 助成対象事業は、都道府県、市（区）町村、地区住民のコミュニティ組織が行う地域環境及び地球環境に係る保全活動・教育啓発の推進を図るためのソフト事業であって、各種イベント、交流会・発表会及び指導者養成研修会等の事業を対象とする。
- 2 助成対象事業は、国の補助金の交付を受けない事業で、助成金の交付決定があった年度に完了するものであること。

なお、書籍類の刊行、本事業に供しない備品の購入、及び単発的なクリーン作戦等本事業の趣旨になじまないものは除外する。ただし、事業実施に伴う消耗品等の購入は対象とする。

第 3 助成対象団体

助成対象団体は、都道府県若しくは市（区）町村とする。

第 4 普及広報

助成対象団体は、広報誌、ポスター・チラシ、看板・横断幕等を利用して、本事業が全国モーターボート競走施行者協議会からの拠出金を活用して行われる事業である旨の普及広報に努めるものとする。

- 1 イベント等実施会場において使用する看板・横断幕・チラシ・ポスター等参加者に十分に周知できる方法で「全国モーターボート競走施行者協議会」の助成事業

である旨を告知する。

- 2 都道府県または市（区）町村の広報誌等に当該事業の記事を掲載し、1と同様の告知を行う。

第5 助成金

助成金は、助成対象事業に要する経費の範囲内で、次の額とする。

ただし、助成額は10万円単位とし、単位未満は切り捨てとする。

- 1 実施団体が都道府県、市(区)町村の場合においては、1件あたり200万円以内。
- 2 実施団体が地区住民のコミュニティ組織の場合においては、1件あたり100万円以内。

第6 助成の申請手続

- 1 都道府県知事又は市（区）町村長は、自治総合センター理事長（以下「理事長」という。）に助成申請書（別記様式第1号）を提出するものとする。
なお、都道府県知事は、都道府県及び管内市（区）町村の助成申請書を取りまとめたうえ、一括して理事長に提出するものとする。

- 2 都道府県知事は、申請書に関し、意見（別記様式第2号）及び助成申請概要一覧表（別記様式第2号の2）をつけて理事長宛送付するものとする。この際、都道府県が実施団体となる申請に関しては、特記事項がなければ意見欄を斜線としてよい。別記様式第2号の2については、様式を都道府県担当者宛に電子メールで送付するので、本件担当者が決定次第、電子メールにて送付先アドレスを連絡すること。アドレスの連絡方法及び期限については別途連絡する。

なお、助成対象団体が市（区）町村の場合は都道府県知事を経由し、地区住民のコミュニティ組織は市（区）町村長、都道府県知事を経由するものとする。都道府県知事は提出された助成申請書を取りまとめたうえ、理事長に提出する。

第7 助成の決定等

- 1 理事長は、送付された助成申請書の内容を審査し、助成の対象及び助成額を決定するものとする。
- 2 1により助成を決定した場合、理事長はその旨を都道府県知事に通知し、都

道府県知事はこれを市（区）町村長に通知するものとする。

- 3 助成対象事業について変更が生じた場合は、助成対象団体はその理由を付して、速やかに理事長に変更申請書（別記様式第4号）を提出し、その承認を受けるものとする。

なお、助成対象団体が市（区）町村の場合は都道府県知事を経由し、地区住民のコミュニティ組織は市（区）町村長、都道府県知事を経由するものとする。都道府県知事は提出された申請書を取りまとめたとえ、理事長に提出する。

但し、理事長が軽微な変更であると判断した場合は、この手続を省略することができる。

第8 助成金の交付

- 1 助成対象団体は、事業が完了し、助成金の交付を受けようとするときは、助成事業実績報告書（別記様式第3号）を理事長に平成23年3月末日までに提出するものとする。

なお、助成対象団体が市（区）町村の場合は都道府県知事を経由し、地区住民のコミュニティ組織は市（区）町村長、都道府県知事を経由するものとする。都道府県知事は提出された実績報告書を取りまとめたとえ、理事長に提出する。

- 2 理事長は、助成事業実績報告書を受理した後、交付すべき助成金の額を確定し、その旨、都道府県知事に通知するとともに助成対象団体に交付するものとする。

なお、助成対象団体が市（区）町村長である場合は、都道府県知事は、その旨、市（区）町村長に通知するものとする。

- 3 地区住民のコミュニティ組織の場合は、助成金は市（区）町村に交付されるので、市（区）町村においては予算に計上して処理するものとする。

第9 その他

この要綱に定めのない事項については、必要の都度、理事長が定めるものとする。